

学校法人自治医科大学役員給与規程

(平成18年3月30日制定)

(総則)

第1条 学校法人自治医科大学の理事長、常務理事（学長である常務理事を除く。）及び常勤の監事（以下「役員」という。）に対する給与の支給等については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員給与は、報酬、地域手当及び通勤手当（以下「報酬等」という。）並びに期末特別手当とする。

(報酬)

第3条 理事長の報酬月額、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）別表第11の指定職俸給表8号俸に相当する額を超えない範囲内において、学校法人自治医科大学会長の承認を得て別に定める。

2 常務理事の報酬月額は、給与法別表第11の指定職俸給表5号俸に相当する額を超えない範囲内において、理事長が別に定める。

3 常勤の監事の報酬月額は、給与法別表第11の指定職俸給表3号俸に相当する額を超えない範囲内において、理事長が別に定める。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員報酬等の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

2 役員報酬等は、通貨で直接役員に支払う。ただし、役員からの申し出があった場合においては、役員が指定する本人名義の預金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

3 役員報酬等は、法令の規定に別段の定めのあるとき又は理事長が別に定めるものがあるときは、報酬等の一部を控除して支払うことができる。

(新たに役員となった者の報酬等)

第5条 新たに役員となった者には、その日から報酬等を支給する。

(役員でなくなった者の報酬等)

第6条 役員が退任、解任又は死亡により役員でなくなったときは、その日までの報酬等を支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 前2条の規定により報酬等を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬等の額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(地域手当)

第8条 役員の地域手当は、国家公務員の例に準じて理事長が定めるところにより支給する。

(通勤手当)

第9条 役員の通勤手当は、通勤のために交通機関を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常とする場合に支給する。

2 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給については、国家公務員の例による。

(期末特別手当)

第10条 役員の期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する者に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない期間内において理事長の定める日に支給することとし、これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 前項の期末特別手当の額は、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める。

(旅費)

第11条 役員の旅費は、国家公務員の例に準じて理事長が定めるところにより支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定の適用に当たっては、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間は、同条の規定にかかわらず、報酬月額は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)の改正趣旨を勘案し、次の区分により、それぞれ理事長が別に定める。

(1) 平成18年3月31日現在在職者で引き続いて役員である者

(2) 平成18年4月1日以降に役員となった者

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成25年9月1日から施行する。

(給与の特例)

2 この規程の施行日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、給与法別表第11の指定職俸給表の適用を受ける役員に対する報酬月額

の支給に当たっては、その月額から、その月額に100分の1.2を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 3 特例期間における役員に対するこの規程に基づく報酬月額を基礎として算出する手当等の支給に当たっては、前項の規定により得られた額を基礎として算出するものとする。ただし、期末特別手当を除く。

(端数計算)

- 4 附則第2項及び第3項により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。